



第1946回 例会

2014-15年度RI会長: Gary C.K.Huang
 第2640地区ガバナー: 辻 秀和
 創立: 昭和49年5月15日
 会長: 谷中 順次郎
 幹事: 岡本 博
 会報: 稗田 智則



VOL41 No. 11

2014年 9月17日 (水)

事務所: 田辺市下屋敷町81-10
 きのくに信用金庫田辺支店3F
 Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008
 E-mail t-eastro@mb.aikis.or.jp
 例会: 毎週水曜日 12:30~

司会者 谷中 順次郎 会長

唱 歌

” われら日本ロータリアンの歌 ”
 野村憲司 君



ゲスト

田辺税務署 署長
 吉田則幸様

田辺税務署 個人課税第2部門統括国税調査官
 斉藤 勉様

出席報告

会員数	義務免除	欠席者数	本日出席率
45名	1名	9名	77.27%
9月3日修正出席率 95.35%			

ニコニコ箱

(敬称略)

◇お世話になります。 田辺RC 榎本長治様

◇田辺税務署 署長 吉田則幸様と田辺税務署 個人課税第2部門統括国税調査官 斉藤 勉様をお迎えして。
 愛須 勝章、後藤 信博、橋本 隆、本田 耕二、岩崎 泰人、片井 貢、北村 圭司、小山 實、畔田 実、前田 吉彦、中川 文恵、中嶋 伸和、野村 憲司、岡本 博、佐田 一三、坂本 正人、武田 静也、竹村 英一、谷本 司、谷中 順次郎、玉置 和男、上原 俊宏、早稲田 清司、吉田 和枝

◇チーム丸山、全日本ゴルフ大会、出場します。
 大箱根カントリークラブでします。 丸山 勇人

◇結婚記念日---愛する奥さんへ!!
 今夜は寝かせへんで!! オレのイビキで!!

石井 達

◇お花頂きます。 山本 亘

- 9月10日の定例理事会のご報告を致します。
 - ◎広島豪雨災害への義援について…義援金5万円送ることを承認。
 - ◎弁慶祭りの餅まき参加者をメイクアップとする事について…承認。
 尚、参加者は社会奉仕委員会で募集、集計する。
 日時: 10月4日午前11時 集合: 10時
 場所: 鬨鷄神社
 - ◎丸山博之氏の祝賀会への出席について…承認。
 - ◎米山奨学生の地区事業について…周辺3クラブに奨学生の活動や行事をお知らせし、米山活動を周知広報する。
 - ◎内規及び細則の変更について…R情報委員長より理事・役員各位に説明。変更点を確認後、再度検討する。
 - ◎親睦家族会の花火鑑賞会(10月4日)について…承認。

幹事報告

- 例会日時変更
 - ◎田辺はまゆうRC
 10月14日(火)→10月14日(火)
 場所: ガーデンホテル ハナヨ 「2640地区米山奨学生との交流会及び田辺東RCとの合同例会」
 - ◎和歌山北RC
 10月6日(月)→10月6日(月)19:00~
 場所: ルミエール華月殿 5F
 <事務局員歓送迎会>

会長報告

■本日のお客様は田辺税務署 署長 吉田 則幸様と田辺税務署 個人課税第2部門統括国税調査官 斉藤 勉様をお迎えしています。後ほど宜しくお願い致します。

■9月13日(土)岸和田に於いて、米山記念奨学生の親睦会が行われました。地区委員の坂本正人君に出席して頂きました。ご苦労様でした。

■メイクアップ

- ◎9月 3日(水)丸山博之氏の国土交通大臣賞受賞祝賀会
出席者
- ◎9月10日(水)定例理事会
木村君、泉君、小山君、森本君、坂本君、岡本君
武田君、竹村君、谷本君、谷中君、吉田君、吉本君
- ◎9月11日(木)田辺RC 丸山博之君
- ◎9月16日(火)田辺はまゆうRC
岡本君、坂本君、谷中君、玉置君、吉本君
- ◎9月17日(水)臨時理事会
泉君、小山君、坂本君、岡本君、武田君、竹村君、
谷本君、谷中君、吉田君

■回覧

- ◎海南東RCより
「海南東RC創立40周年記念ゴルフ大会のご案内」
- ◎「ひじょうま報告第162回」
- ◎「ハイライトよねやま174号」 「8月の寄付金傾向」
- ◎「米山寄付8月度迄集計表」 「米山功労者」
- ◎「R財団寄付8月度迄集計表」
- ◎ガバナー事務所より
「RI職業奉仕リーダーシップ賞について」
- ◎「弁慶祭り 餅まき人 集合」
日時：10月4日(土)午前10時 闘鶏神社集合
- ◎「花火を見る会のご案内」
日時：10月4日(土)午後6時30分～ 栗山会員別宅

■連絡

- ◎地区大会事務所より
「国際ロータリー第2640地区 地区大会」 「地区大会記念チャリティーゴルフ大会開催」のご案内を頂きました。今年は10月25日(土)・26日(日)に本会議、10月20日(月)に記念ゴルフ大会です。ご参加宜しく願いいたします。

- ◎堀会員より、またまたお花を頂きました。
いつも有難うございます。



芙蓉の花



曼珠沙華

プログラム

田辺税務署

署長 吉田 則幸様



田辺東ロータリークラブの会員の皆様方には、平素から田辺税務署管内の適正な申告・納税の確保に対しましてご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

本日は、平成25年度税制改正により大きく見直しされた相続税及び贈与税についてご紹介させていただきます。

以下の内容は、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

1 相続税関係

(相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等)
バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税の基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われました。

① 基礎控除の引下げ

	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人 比例控除	1,000万円 × 法定相続人の数	600万円 × 法定相続人の数

(計算例) 相続財産1億円を子2人で相続した場合
(改正後の場合)

- 法定相続分に応ずる取得金額
相続財産の合計 - 基礎控除
(1億円 - 4,200万円) × 1/2 = 2,900万円
- 法定相続人別の相続税額
法定相続分に応ずる取得金額 × 税率 - 控除額
2,900万円 × 15% - 50万円 = 385万円
= 法定相続人別の相続税額
- 相続税の総額
385万円 × 2人 = 770万円
となります。

② 未成年者控除及び障害者控除の見直し

控除額の計算に使用する金額が、6万円から10万円に、特別障害者については、12万円から20万円に引き上げられました。

	改正前	改正後
未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	10万円×20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円(特別障害者:12万円) ×85歳に達するまでの年数	10万円(特別障害者:20万円) ×85歳に達するまでの年数

田辺税務署

個人課税第2部門
統括国税調査官

齊藤 勉様



3 事業承継税制 (事業承継税制の見直し)

非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（「事業承継税制」）について、より多くの中小企業経営者が安心して制度を活用できるよう、適用要件の緩和、負担の軽減、手続の簡素化など、制度の使い勝手を高める抜本的な見直しが行われました。

③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

- ・【居住用宅地の適用対象面積の見直し】
特定居住用宅地等の適用対象面積が上限240㎡から上限330㎡に拡充
- ・【居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大】
特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能

改正前	改正後
限度内併用	完全併用
居住用：240㎡ 事業用：400㎡	居住用：330㎡ 事業用：400㎡
最大400㎡	最大730㎡

2 贈与税関係 (贈与税の見直し)

高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しが行われました。

- ① 税率構造の緩和（暦年課税）
 - ・1,000万円から1,500万円までの部分に45%が追加（改正前は50%）
 - ・3,000万円超は55%が追加（最高税率の引上げ）
 - ・直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の創設
- ② 相続時精算課税制度の対象者の見直し
 - ・贈与者の年齢要件が65歳以上から60歳以上に引下げ
 - ・受贈者の範囲に孫が追加（その年の1月1日において20歳以上であるものに限る）

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者

